



◎◎三者面談お世話になりました!◎◎



2、3年生の保護者の皆様、三者面談お世話になりました。校外実習での評価表が届いている場合には、その評価が伝えられたかと思えます。また、担任、副担任が直接見聞きしたことをお伝えしたいと思います。進路について、多くの意見交換ができたでしょう。

第2回目の校外実習では、3年生はいよいよ見極めとなります。内諾が得られるよう、今回いただいた評価コメントを紹介したいと思います。私ども職員もキャリア教育の改善に繋げていき、生徒の成長に還元できるようにしていきたいと思えます。

良かった点

- ・大きな声でしっかりあいさつができ、他の人の手本となっていた。
- ・きれいに仕上げることに對する意識が高い。
- ・新しい作業にも挑戦する気持ちがある。
- ・自分から何か仕事がないか探していました。
- ・早く、多く仕上げようとする姿が見られた。
- ・店内商品の場所の把握がとても早かった。

改善点

- ・自分から次の仕事が見つけれず、指示待ち状態であった。
- ・もう少し元気があると良い。
- ・作業内容を忘れてしまうことがあった。
- ・返事とあいさつは積極的にできるようになって欲しい。
- ・報告や確認の回数が多すぎる。

仕事の内容によっては、求められるものが違うので、上記のコメントが全てではありませんが、良いところは更に伸ばし、足りないところはしっかり補い、社会で求められる姿が自然と表現できるような力がつく支援をしていきたいと思えます。

前高特保護者が知っておきたい進路知識No. 4

特例子会社とは？

雇用率の達成に、大勢の障害のある方を雇用する必要がある大企業があります。しかし、既存の部署に配属し、指導担当者などを新たに配置するのが大変な企業もあります。そういった企業の中には、別の会社を作って大勢の障害のある方を雇い企業全体の雇用率を達成しようとするところもあります。そういった会社を特例子会社といいます。社会貢献の目的もあり一般的な企業と比べると、障害や特性に対するサポート環境が整っているところが多く、専門の指導や支援をしてくれる方もいます。

特例子会社も一般就労なので最低賃金が支払われ、週30時間の労働時間、土日が休みのところが多いです。また、長時間労働の社会保険（労災、雇用、健康、厚生）に加入してもらえます。しかし、群馬県内には特例子会社は少なく、採用枠も十分にあるとはいえ狭き門となっています。

ここで、本校生徒の通える範囲にある特例子会社を紹介します。

- パーソルサンクス株式会社まえばし彩工房
- パーソルサンクス株式会社とみおか繭工房
- 株式会社日清ハートフルフレンド前橋
- フレッセイヒューマンズネット株式会社
- 株式会社ハンプティードンプティーパーティー
- ジズノーマ株式会社

進路を決めていく手順について

すでに3年生は、4月当初から進路決定に向けて動き出しています。実習をしているだけではなく、いろいろな手続きも同時進行していかななくてはなりません。3年生になってどのように進路が決まっていくかご説明したいと思います。

一般就労希望者の場合		福祉サービス事業所希望の場合
・進路希望調査、求職登録・重度判定申込	4月	・進路希望調査
	5月	
・第1回就業体験実習、求人票受付開始	6月	・第1回就業体験実習
・求職登録・重度判定	7月	・希望施設調査
	8月	
・第2回就業体験実習 ★施設利用申請開始（9月1日から各市町村）	9月	・第2回就業体験実習 ★施設利用申請開始（9月1日から各市町村）
・求人票に応募、選考試験	10月	
・内定	11月	・施設利用申請一旦締め切り（11月10日まで）
★内定が決まり次第、施設利用申請の取り消し	12月	・利用施設決定
	1月	
・就業前研修	2月	
・移行支援連絡会	3月	・移行支援連絡会

一般就労の流れ

- ①求職登録と重度判定依頼の申込を、学校で取りまとめてハローワーク前橋に提出。
※障害者雇用枠での一般就労をするための登録です。
- ②学校にて求職登録及び、重度判定実施。【本年度は7月12日（月）】
※重度判定とは、仕事をすることでより手厚いサポートが必要かどうかを判断するために行います。
重度判定は求職登録する生徒全員が受けるわけではありません。
- ③一般就労に不安が残る人は念のため、卒業後に行く場所がないという事態にならないように、施設利用申請をしておくことをお勧めします。（後からでも取り下げることができます）
※保護者が各市町村窓口に出向き、第1希望から第3希望までを記入し申請。（用紙は学校で配付します）
※申請期間は、9月1日（水）から11月10日（水）で一旦区切られます
- ④内諾をいただけた企業様より求人票が届いたら、応募書類を作成し送付。その後、試験。
※生徒は履歴書を作成します。試験は面接がほとんどです。
- ⑤内定をいただき施設利用申請をした生徒は、各市町村窓口に出向き施設利用申請の取り消しを行う。
- ⑥2月の特別時間割中に、内定先で就業前研修を2週間行います。（全員が研修があるとは限りません）
- ⑦卒業式以降に、移行支援連絡会を実施します。
※予定では学校を会場とし、学校、保護者、本人、関係支援機関などが集まり、情報交換を行い支援の確認を行います。（新型コロナウイルス感染症の状況により変更が生じる場合があります。）

福祉就労の流れ

- ①希望施設調査ですが、1学期の面談時におおよその利用場所を言ってもらい、学校で集約し各施設に利用予定人数を報告します。（8月31日までに報告）
 - ②利用申込書は、7月20日（火）に学校から配付します。（各窓口に行っても、申込書はありません）
 - ③利用申込書を記入の上、保護者が各市町村窓口に行き、第1希望から第3希望の施設利用申請を行う。
※申請期間は、9月1日（水）から11月10日（水）で一旦区切られます。
※上記申請期間を過ぎてから申請をすると、優先順位が後になり希望している場所へ行くことが厳しくなりますので、2学期の三者面談【10月4日（月）～10月11日（月）】が終わった後に申請することをお勧めします。
 - ④早ければ12月頃に、決定した利用施設の連絡が来ます。
 - ⑤一般就労の⑦と同じ。
- ★例年、上記のようなスケジュールとなっています。ご参考までに。

※次回、「前高特保護者が知っておきたい知識」はお休み。実習に絡んだお話を・・・